

みやぎ米定期販売会に関する注意事項

販売会の運営責任者は、実施団体です。以下の注意事項を必ず確認し、販売会のルールを守り、販売商品や実施場所の管理を徹底してください。

| | |
|------------|---|
| 趣旨 | <ul style="list-style-type: none">★ みやぎ米の普及拡大を目的に開催するものであり、単なる販売の場の提供ではないので、目的を十分認識の上、みやぎ米の消費拡大に関する普及啓発の役割を担ってください。 |
| 場所・時間 | <ul style="list-style-type: none">★ 販売場所は、決められたスペース内で行ってください（別紙レイアウトのとおり）。★ 実施時間は、原則として準備と後片付けを含めて、午前9時から午後3時までとなります（販売時間は午前10時から午後2時まで）。 |
| 販売可能な商品 | <ul style="list-style-type: none">★ みやぎ米の精米や玄米、加工品などであり、<u>事前に届出した商品</u>に限ります。★ 臭いの強い商品は極力避け、包装容器等の工夫により販売願います。 |
| 食品表示 | <ul style="list-style-type: none">★ 食品表示は様々な法律で規制されています。<u>販売する商品の食品表示が適正でない場合は販売ができません</u>のでご注意願います。 |
| 搬入／搬出車両駐車場 | <ul style="list-style-type: none">★ 搬入・搬出は県庁舎北側の荷受け場をご利用ください。★ 車両の駐車場については、<u>原則1台まで</u>県庁指定駐車場に駐車できます。荷物搬入後、指定の駐車場に駐車願います。★ 指定駐車場の利用可能時間は午前9時から午後3時までです。 |
| 販売方法等 | <ul style="list-style-type: none">★ 常時1名以上が会場で対面販売を行ってください。★ 呼び込み行為は一切行わないでください。★ 常に衛生管理を徹底し、在庫商品や空き箱等の整理整頓をお願いします。★ 他の目的で訪れる一般来庁者及び県庁見学者の妨げにならないよう配慮願います。★ 県庁ロビーは、飲食禁止のため、試食・試飲は提供しないでくだ |

| | |
|------|--|
| | さい。 |
| 衛生管理 | ★ HACCPに沿った衛生管理を徹底してください。 |
| ゴミ処理 | ★ ゴミは原則持ち帰りです。 ★ 販売会終了後は清掃を行ってください。 |
| 禁止事項 | ★ ポスター等の壁面への貼付は禁止です。 ★ 実施場所での飲食（試飲・試食含む）はしないでください。 ★ 持込可能備品は冷蔵・冷凍庫（1200w以下）と <u>レジスターのみ</u> です。それ以外の持込は認めません。 ★ 備品を搬入、設置する場合は、養生など庁舎施設のき損、汚損予防を行い、職員の指示に従ってください。 |
| その他 | ★ <u>出店にあたっては、仙台市保健所青葉支所に食品衛生法に基づく営業届を提出してください。</u> ★ お客様が代金決済後に商品を預け、その日のうちに戻らないケースが散見されます。県では荷物の預かりは <u>一切行いません</u> ので、 <u>商品の預かりの際は連絡先を聞き、代金決済は商品と引換に行うことを徹底してください。</u> ★ テーブル等、県からの貸出備品を破損した場合は、実施団体様に弁償していただくこととなりますので、丁寧に使用してください。 |